

ドイツにおける環境保全対策(II)

- 職業教育制度からのアプローチ -

岩井 清治

4. 継続教育による環境保全職業教育

ドイツにおける環境保全対策の推進を職業教育制度と言う人材養成の面からみた場合、第1に環境保全専門職種の養成、第2に一般職業職種養成教育課程における環境保全知識及び技術項目の導入、と言う2面からみることが出来るが(「産研通信」前号()参照) そのほかに、現在すでに環境保全業務に従事している人材を対象として行われている、いわゆる継続的職業専門教育による環境保全対策の推進も極めて重要である。前2者がいわば初等職業教育としての、つまり主として就業前の人材を対象とした職業教育として、あるいは職業教育を通しての環境保全教育であるのに対して、この継続教育(Weiterbildung, Fortbildung)は、すでに就業経験のある人材、つまりすでに何らかの職業職種資格を保持する者を対象とした職業教育、環境保全教育である点に特徴をみとめる事ができる。しかもこの継続教育の有する職業教育制度上の特徴は、単なる付加的な職業教育メニューの提供と言うだけではなく、職業教育制度上における比重の重さを享受している、つまり量的な面での重要性だけでなく質的にも職業社会一般における大きな認識を享受している、経済社会的機能を有する存在としての特徴なのである。例えば、経営組織法(Betriebsverfassungsgesetz)によって規定されている内容、つまり企業監査役会メンバーにたいして

は、求めに応じて、該当する継続教育セミナーへの受講を保証する事、あるいは継続教育参加希望者にたいする企業等からの参加費用の助成の義務、さらには環境保全対策等社会的に求められる対策の促進のためには従業員にたいして継続教育受講を法的に義務付ける事を法によって企業に強制する等々、継続教育と政治・社会制度との強い連携が法的に保証、強制されかつ促進される仕組みとなっているのである。環境保全に関わる継続教育もそうしたドイツの教育界に大きな比重をしめる継続教育制度の一環として、重要な機能を果たしている。以下具体的な継続教育機関の例とそこでの環境保全関連セミナーの内容を見てみたいと思う。

(1) ドイツ継続教育機関の一例：ハウス・デア・テヒニーク(Haus der Technik)研究所

ドイツ・エッセン市市街、エッセン中央駅前に位置するこの研究所は、まさに上に述べた職業継続教育のための教育機関である。本研究所の設立は、1974年、大学教授Putt氏によって設立されたもので、現在の研究所所長は、Steinmetz教授(Prof.Dr. Steinmetz)である。この所長人事に示されるように、本研究所は、ライン・ヴエストファーレン州立アーヘン工業大学の外郭研究所であり、同時にエッセン大学、ミュンスター大学、ボン大学、

ブランシュヴァイク工業大学との提携研究所となっている。そしてその機能は、すでに述べたように継続教育(Weiterbildung)と促進教育(Fortbildung)の専門担当機関である。つまり様々な職業知識、職業技術に関する各種セミナー、各種コースの開催と資格授与を実施しているものである。短期・長期の区別に加え、専門業種別、専門分野別に行われ、その分野は10分野に分類されている。従って、そのコース、セミナーの中に環境保全教育に関わるセミナー、コースが含まれているのである。それら年々開催されるセミナー、コースへの参加者、つまり継続教育受講者数は、約2万2000人を数えるとの説明であった。

この研究所では、専任の講師を自ら雇用しているわけではない。それら専門家による講師集団が契約されており、必要に応じてセミナー講師として担当するのである。それらの契約専門家群の総数は、現在6000人におよんでいるという。

環境保全分野では、創立以来27年間でおよそ1万2000人の環境専門家を養成している。それらはいずれも大気保全、水質保全、廃棄物処理等の業務に関する専門家の養成を意味する。そして、そこで開催された専門家養成セミナーの種類は、環境関連法規によって法的にセミナー受講が義務付けられている認証取得に関するもの、査定資格能力を与えるもの、あるいは、国際規格であるISO14000規定にもとづく認証取得のもの、あるいはEMAS規定の認証取得のもの等々、実に様々なセミナー、コースが提供されているのである。従って、各企業は、こうした継続教育を提供する専門機関にそれぞれ該当する従業員、つまり必要とされる業務担当者、業務責任者、あるいは環境業務マネジメント担当者等々、法律の求めに従った人材をこれらのセミナー等々に研修させる義務を負うのである。そこでの

参加費用は、企業負担であるという説明であった。

つまり、ドイツの環境保全対策は、必要とされる環境関連業務の遂行にあたって、こうした継続教育機関が提供する様々なセミナーやコースでの人材養成システムを通して実施される仕組みなのである。そこで取得される環境関連資格とは、企業環境マネジメントの構築に求められている様々な資格、例えばいくつかの専門分野に分類されおりそれぞれ分野ごとに養成されている環境保全企業責任者(Umweltschutzbeauftragte)資格、ISO14000やEMAS規定によって求められている環境保全マネジメント遂行のためのいくつかの資格、例えば企業検査士(Betriebsprüfer)資格や企業監査士(Betriebsauditor)資格等々である。継続教育によって得られる諸資格は、当然ながら長い職業経験、実務経験を積んだ専門家のさらなる上級技術、あるいは新たな職業知識と結びつくものが多いのである。日に日に進歩、改善される職業知識、職業技術は、こうした継続教育による養成制度の元で行われているのが一般的であると言えるのである。それでは次に環境関連分野において提供されている本研究所によるセミナー、コースがどのような内容であるのかをみてみたいと思う。それによって、いかにこの継続教育がドイツの職業教育界において比重の高いものであることが明らかとなると思う。

2) ハウス・デア・テヒニク研究所における環境保全関連セミナーの内容

ハウス・デア・テヒニク研究所の提供するセミナー、コースは、上に述べたように経済、労働、法律業務等々、あらゆる方面に及んでいるが研究所発行の資料(Veranstaltungsprogramm 2001, August - Dezember)によれば、それらの関連分野は15領域におよび、

開催セミナーの総数は総計 898 種類に達している。これらの数字は、2001 年度の 8 月から 12 月までのものだけであるので、年間の開催数はこれより遥かに多数に達することは明白である。つまり、それだけ多くのセミナーの開催が求められるだけの参加者の需要が存在すると言うことである。そしてそれは、社会が求める制度的な基盤の上に構築されているものであると考えることができる。

これらの 898 種類のセミナーは、8 月から 12 月までの詳細な日程で、会場と講師、内容等々がそれぞれ個別に明示されているのであるが、そのうち環境保全に関連するセミナーの総数は 152 種である。この数字が多いか少ないかを判断することは難しいであろうが、分野別の比率でみればかなりの比重を占めていることに間違いはない。そしてその内訳は、大気汚染防止 (Immissionsschutz) に関連するセミナーが 39 種類で最も多く、次いで労働保安 (Arbeitsschutz) 及び労働安全 (Arbeitsicherheit) に関するセミナーが 30 種類、次いで廃棄物処理 (Abfallwirtschaft) に関して 24 種類、放射能汚染防止 (Strahlenschutz) に関して 15 セミナー、さらに危険物質法 (Gefahrstoffrecht) に関するセミナーが 13 種類、火災防止 (Brandschutz) セミナーが 12 種類、危険物輸送 (Gefahrguttransport) に関するセミナーが 10 種類、汚水処理 (Abwasser) に関する 7 種類のセミナー等々、によって構成されているのである。いずれも環境保全対策に直接、間接に関わる重要なセミナーである筈である。

これらのうち、大気汚染防止に関連する 39 種類のセミナーでは、大気汚染防止業務に関わる直接的な職業能力の向上をはかるものと、この大気汚染防止法の理解等、一般的職業意識と職業知識を与えようとするものとの双方が含まれている。従って、大気汚染防止法の

求める企業へのセミナー履修義務の履行を側面から援助する機能、従って法的強制のもとでセミナーを受講するものにその機会を提供すると言う機能と同時に、企業従業員に一般的知識を与えるための教養的セミナーも含まれているものと解釈できる。例えば、この大気汚染防止業務に関連するセミナーの一つ「環境保全企業検査士専門講座 (Fachkunde fuer Umweltschutzbetriebspruefer)」についてみると、このセミナーは連邦政府によって承認された上級セミナーとしての認定が付記されておりしかも本セミナーは、大気汚染防止法に則って提供されているセミナーであることが明示されている。従って、このセミナーに参加する法的義務のある企業担当者、さらに本セミナーに参加して修了証を得たものにも与えられる資格認定の効力、例えば EMAS や ISO14000 規定に求められる条件をクリアするための修了証であるかどうか等もあらかじめ明示されているのである。当然ながら、本セミナーの日程が 4 日間であり、参加費用が 3020 DM であること等も明らかに示されている。つまり同じようなセミナーの開催が他の研究所あるいは他の実施機関でもありうることを容認しているのである。つまり法的に修了義務が課せられているセミナーであっても、その実施機関の指定まではなされていないということである。それだけ多くのセミナー実施機関間の競争が行われているのである。いずれにしても本研究所では、わずか 4ヶ月の間に 152 種類の環境保全業務に関するセミナーが提供されているのである。しかもこうした継続教育提供の機関、研究所、各種協会、大学等々の機関がほとんどドイツ全国の都市にしかもかなり多数存在しており、規模の大小はあっても、こうした職業業務、法令、等に関連するセミナーを定期的で開催し、しかもそれを営業として維持し続けているのである。

ドイツにおける職業継続教育制度の重要性を知ることができると思う。

以上、ドイツの環境保全対策の実施にあたって、そこに求められる業務を担当する職業人の養成、担当者人材養成の方法を、職業教育制度の面からみた概要である。それらの人材養成の具体的な内容と相互の関連性につ

いては、今後の課題とするが、ドイツにおける環境保全対策が、ほとんど全ての教育制度と関連して実施されていることに、ドイツの特徴をみることができると思う。(本稿は、2001年10月6日実施の産業研究所定例研究会での報告を部分的にまとめたものである。)

(経済学部教授)